

シリーズ
原発・いのち・みらい
 その79

東電福島第一原発の ALPS(多核種除去設備)

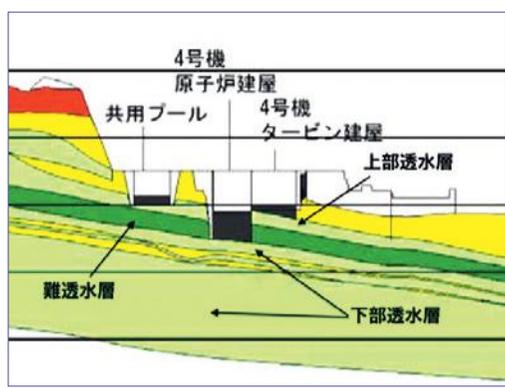
処理水の正体 ③

無駄なPRや海洋放出よりも根本対策を！

種市 靖行（白山市・整形外科）

現在の国の方針では、この春から夏を目処にALPS処理水の海洋放出を開始する予定になっており、それに向けて理解醸成のためテレビCMや主要駅でのデジタルサイネージによるPR活動等が盛んに行われています。これらの事業は「ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策基金事業」の中の「福島第一原発のALPS処理水等に関する広報事業」として、2021年度補正予算の300億円を利用して行われています。

しかし、その内容には多くの誤解を受ける表現が使われており、不都合な部分は文字を小さくして読みづらくすると言う姑息な手法が用いられています。その



透水路と4号機の関係（東京電力資料を一部改変
https://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/roadmap/images/c130823_05-j.pdf）

汚染水が、発生している。その理由は、建物周囲に複雑に張り巡らされた地下構造物があるため、その構造物より深い部には凍土壁は作ることができ

2023年4月実施 診療報酬の特例措置

2023年4月1日～同年12月31日まで、一般名処方加算・外来後発医薬品使用体制加算等の特例と、医療情報・システム基盤整備体制充実加算の特例措置が講じられます。概要について以下掲載いたします。改正後の告示通知等は石川県保険医協会ホームページに掲載した資料をご覧ください。

1 一般名処方加算、外来後発医薬品使用体制加算、後発医薬品使用体制加算の特例引き上げ

医薬品供給の不安定な状況を踏まえ、医薬品の安定供給に資する取り組みを実施した場合に2023年4月1日～2023年12月31日まで下記の点数が引き上げられます。具体的には各点数の追加の施設基準を満たす必要があります。なお、追加の施設基準を満たしたことについて、東海北陸厚生局への届出は不要です。

	2023年3月31日まで	2023年4月1日～2023年12月31日
一般名処方加算1	7点	9点 (+2点)
一般名処方加算2	5点	7点 (+2点)

追加の施設基準 医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(2) 外来後発医薬品使用体制加算（処方料）

	2023年3月31日まで	2023年4月1日～2023年12月31日
外来後発医薬品使用体制加算1	5点	7点 (+2点)
外来後発医薬品使用体制加算2	4点	6点 (+2点)
外来後発医薬品使用体制加算3	2点	4点 (+2点)

追加の施設基準 ア 外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
 イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。
 ウ イの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(3) 後発医薬品使用体制加算（入院基本料等加算）

	2023年3月31日まで	2023年4月1日～2023年12月31日
後発医薬品使用体制加算1	47点	67点 (+20点)
後発医薬品使用体制加算2	42点	62点 (+20点)
後発医薬品使用体制加算3	37点	57点 (+20点)

追加の施設基準 ア 後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
 イ 医薬品の供給が不足した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直しを行う等、適切に対応する体制を有していること。
 ウ イの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

2 医療情報・システム基盤整備体制充実加算の改定

2023年4月1日～2023年12月31日まで、マイナンバーカードの利用なしの場合に①初診の加算が4点から6点に変更、②再診時に医療情報・システム基盤整備体制充実加算3（2点）が新設されました。算定要件は同封の資料をご覧ください。

	2023年3月31日まで	2023年4月1日～2023年12月31日
初診	マイナンバーカード利用なし	加算1 6点 (+2点)
	あり	加算2 2点 (±0点)
再診	マイナンバーカード利用なし	加算3 2点 (新設)
	あり	点数なし

汚染水はなぜ増え続けるのか（参照）。
 国と東電が汚染水発生の本格的な解決策を先送りしたままに場当たり的にタンクを増設した結果、タンクが廃炉作業の妨げになるという理由でALPS処理水を海洋放出しようとしているわけだ。そして、その正当化のためのPR等に300億円を使い、海洋放出に関連した漁業者救済のために500億円の基金を創設しています。先の研究グループは問題点だけではなく具体的な解決策も提案していますが、この放出に伴う対策費があれば根本対策が可能と思われず、根本的な解決策に予算を使わず、あえて風評被害を巻き起こす可能性のある海洋放出を急ぐ理由は不明です。PR活動や風評対策で事故は収束しませんが、根本的な対策を先に行うべきです。

2023年度の指導監査等の実施方針が示される 今年度も高点数理由の個別指導なし

厚生省保険局医療課医療指導監査室より事務連絡「令和5年度における指導監査等について」が2023年1月19日に発出されました。内容は2022年度と同様であり、今年も高点数理由の個別指導は実施されない方針です。ただし、昨年発出された厚生省事務連絡「令和4年度における指導監査等について」にて、2022年度に集団的個別指導を受けた医療機関は2024年度の高点数理由の個別指導の対象とするとされており、高点数理由の個別指導は来年度より再開される予定です。

集団指導（指定時、更新時、登録時）	実施する。なお、eラーニングによる実施を原則とするが、地域の実情に応じ、集合形式での開催も可能とする。
集団的個別指導	集合形式により実施する（感染状況により資料配付、動画配信も可）。なお、令和5年度に集団的個別指導を受けた保険医療機関等について、指導大綱等に規定する選定基準に該当する場合は、令和7年度に高点数を理由とする個別指導の対象とするが、実施にあたっては、令和6年度の状況を見極めた上で実施の可否を判断する。
個別指導	指導大綱に基づき実施する。ただし、高点数の保険医療機関等に対する個別指導は実施しない。
新規個別指導	教育的指導の観点から、全て実施する。令和4年度以前の未実施分については、令和5年度中の解消に努める。
監査	実施する。
適時調査	実地での調査を実施する。